

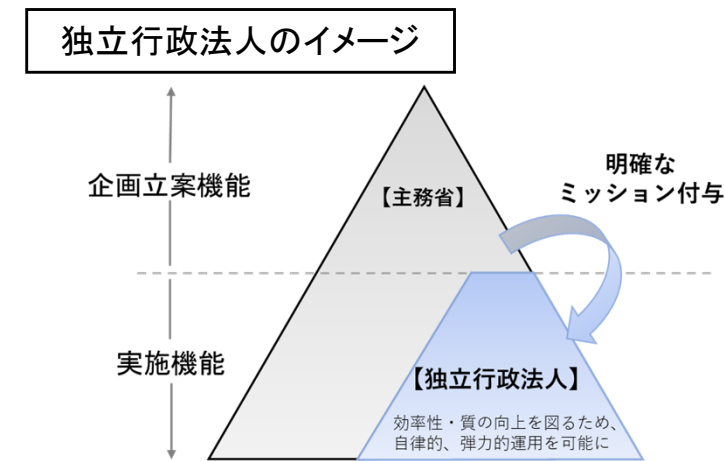
独立行政法人制度について

令和 8 年 4 月
総務省行政管理局

独立行政法人制度の趣旨

- 独立行政法人制度は、平成13年1月の中央省庁等改革の一環として、行政における企画立案部門と実施部門を分離し、企画立案部門の能力を向上させる一方で、**実施部門に法人格を与え、運営裁量を与えることにより、政策実施のパフォーマンスを向上させる**ことを目的として導入された。

主務大臣が独立行政法人を通じた政策実施サイクルに一貫して責任を持つ仕組みの下、独立行政法人の政策実施機能の最大化を図っている。



- 独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の**公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもの**のうち、**民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの**等を効果的・効率的に行わせるため設立される法人（各法人の業務等は個別法により規定）。

※ 独立行政法人の数は**86法人**。
実施する業務の特性等に応じ、以下の3類型に分けられる。

中期目標管理法 人 (53法人)	中期的（3～5年）な目標・計画に基づき、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じて公共の利益を増進することを目的とする法人
国立研究開発法人 (26法人)	科学技術に関する試験、研究又は開発（研究開発）に係る業務を主要な業務として、中長期的（5～7年）な目標・計画に基づき行うことにより、我が国の科学技術の水準の向上を通じた国民経済の発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人
行政執行法人 (7法人)	国の行政事務と密接に関連した国の相当な関与の下に確実に執行することが求められる事務・事業を、単年度ごとの目標・計画に基づき行うことにより、正確・確実に執行することを目的とする法人（役職員は国家公務員）

独立行政法人一覧（令和8年4月現在）

所管省庁	法人名	所管省庁	法人名	所管省庁	法人名		
内閣府	○ 国立公文書館 北方領土問題対策協会 ☆ 日本医療研究開発機構 男女共同参画機構	文部 科学省	☆ 海洋研究開発機構 国立高等専門学校機構 大学改革支援・学位授与機構 ☆ 日本原子力研究開発機構	経済 産業省	経済産業研究所 工業所有権情報・研修館 ☆ 産業技術総合研究所 ○ 製品評価技術基盤機構 ☆ 新エネルギー・産業技術総合開発機構 日本貿易振興機構 情報処理推進機構 エネルギー・金属鉱物資源機構 中小企業基盤整備機構		
消費者庁	国民生活センター	厚生 労働省	勤労者退職金共済機構 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福祉医療機構 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 労働政策研究・研修機構 労働者健康安全機構 国立病院機構 医薬品医療機器総合機構		国土 交通省	☆ 土木研究所 ☆ 建築研究所 ☆ 海上・港湾・航空技術研究所 海技教育機構 航空大学校 自動車技術総合機構 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国際観光振興機構 水資源機構 自動車事故対策機構 空港周辺整備機構 都市再生機構 奄美群島振興開発基金 日本高速道路保有・債務返済機構 住宅金融支援機構	
総務省	☆ 情報通信研究機構 ○ 統計センター 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構		☆ 医薬基盤・健康・栄養研究所 地域医療機能推進機構 年金積立金管理運用独立行政法人			環境省	☆ 国立環境研究所 環境再生保全機構
外務省	国際協力機構 国際交流基金		☆ 国立がん研究センター ☆ 国立循環器病研究センター ☆ 国立精神・神経医療研究センター ☆ 国立成育医療研究センター ☆ 国立長寿医療研究センター				防衛省
財務省	酒類総合研究所 ○ 造幣局 ○ 国立印刷局	農林 水産省	○ 農林水産消費安全技術センター 家畜改良センター ☆ 農業・食品産業技術総合研究機構 ☆ 国際農林水産業研究センター ☆ 森林研究・整備機構 ☆ 水産研究・教育機構 農畜産業振興機構 農業者年金基金 農林漁業信用基金				
文部 科学省	国立特別支援教育総合研究所 大学入試センター 国立青少年教育振興機構 国立科学博物館 ☆ 物質・材料研究機構 ☆ 防災科学技術研究所 ☆ 量子科学技術研究開発機構 国立美術館 国立文化財機構 教職員支援機構 ☆ 科学技術振興機構 日本学術振興会 ☆ 理化学研究所 ☆ 宇宙航空研究開発機構 日本スポーツ振興センター 日本芸術文化振興会 日本学生支援機構						

注) 法人の名称の冒頭の「独立行政法人」「国立研究開発法人」は省略
○印の法人は、行政執行法人
☆印の法人は、国立研究開発法人
無印の法人は、中期目標管理法
複数府省共管の独立行政法人は、主たる所管府省の欄に掲げた。

独立行政法人制度の主な仕組み

①業務の質の向上・効率性

- 事務・事業の特性に応じた3種類の法人分類（1頁のとおり）
- 主務大臣による一元的な目標管理と第三者によるチェック（詳細：4頁）
 - ・主務大臣が独立行政法人の目標を指示し、独立行政法人が目標達成のための計画を作成（主務大臣は計画を認可）
 - ・主務大臣が業績を評価し、必要があれば業務改善命令
 - ・主務大臣の目標策定・評価の指針を総務大臣が策定。総務省独立行政法人評価制度委員会が、主務大臣の目標策定・評価の内容をチェック
- 廃止、民営化を含めた業務及び組織全般の定期的見直し（詳細：4頁）
 - ・中(長)期目標の期間終了時まで、主務大臣が、業務及び組織全般について検討し、必要な措置を実施
- 企業の経営手法による業務、財務運営
 - ・業績主義に基づく人事管理
 - ・会計監査人による会計監査（小規模な法人を除く）
 - ・役員が任務を怠ったときの損害賠償責任
 - ・企業会計原則を基本とした会計処理
 - ・監事による監査（財務内容等の監査を含む、業務の能率的・効果的運営の確保のための監査）
- 不要財産が生じた場合の国庫納付義務

②自律的な業務運営の確保

- 独立行政法人の長への権限の集中
 - ・役員数の上限について個別法で規定、理事の任命権は各法人の長に集中（長及び監事の任命権は主務大臣）
 - ・法人の長は理事に対して、主務大臣は法人の長に対して、理事又は法人の長の職務執行が不相当で業績が悪化した場合における一定の解任権限
- 主務大臣の過剰な関与の排除
 - ・主務大臣の関与事項は法令で限定（業務方法書の主務大臣認可、一定の違法行為・業務運営不適正の場合の主務大臣の是正措置命令等、主務大臣の立入検査などは共通制度として規定）
- 各独立行政法人による報酬、給与等の支給の基準の策定
- 独立行政法人の事務・事業の特性及び業務運営における自主性への配慮

③業務の透明性の確保

- 情報の公開
 - ・業務、財務運営に係る広範な事項の公表
（このほか、独立行政法人は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の対象とされている）
- 再就職あっせん等について一定の規制

独立行政法人の目標管理の仕組み

※中期目標管理法又は国立研究開発法人の場合

独立行政法人

業務運営

(中(長)期計画→年度計画→評価結果の反映・改善→反映状況の公表)

目標は以下の事項について具体的に定める。

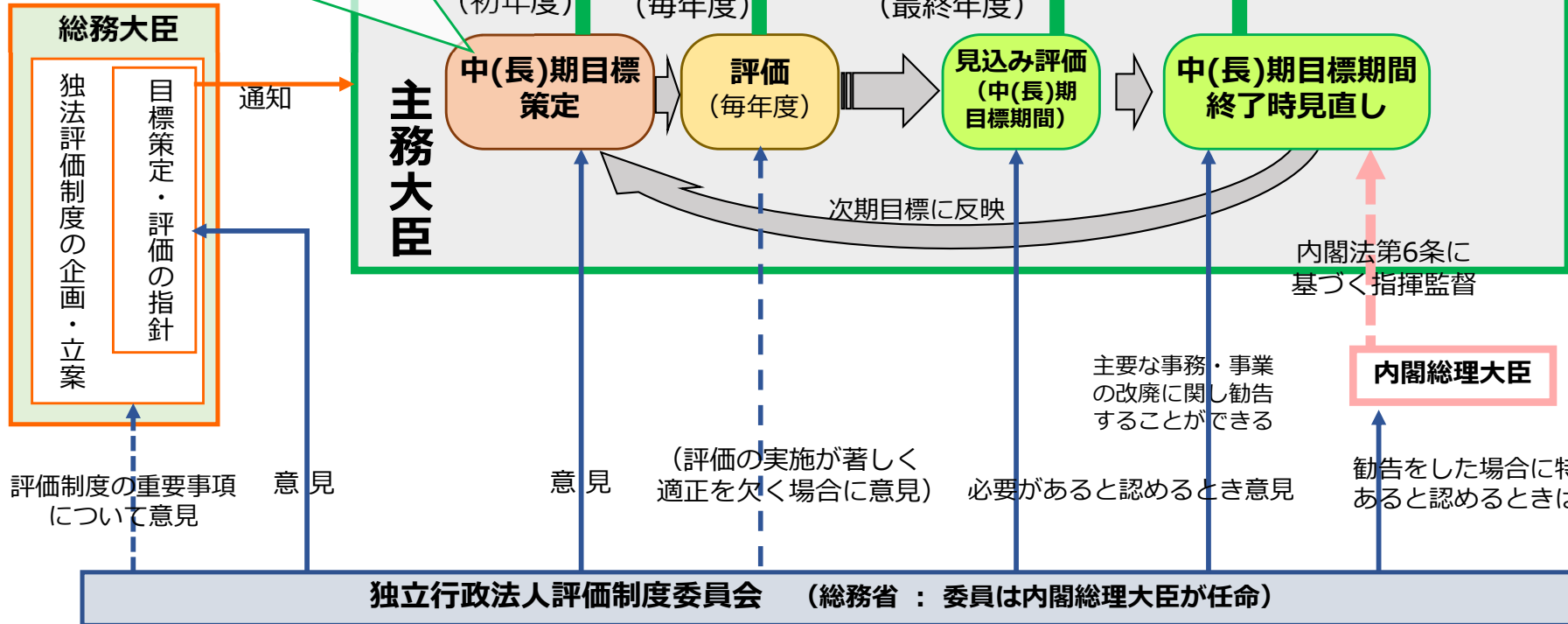
- ・中(長)期目標の期間
- ・国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (中期目標管理法)
- ・研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 (国立研究開発法人)
- ・業務運営の効率化に関する事項
- ・財務内容の改善に関する事項
- ・その他業務運営に関する重要事項

指示

評価結果に基づき
必要があると認めると
き業務改善命令

独法の業務・組織の全般見直し

- 事務事業の見直し (改善、廃止、移管)
- 法人の存廃を含めた見直し (廃止など)



※主務大臣における国立研究開発法人の中長期目標策定及び評価 (中長期目標期間終了時の見直しを含む。) については、事前に、国立研究開発法人の所管府省に設置されている研究開発に関する審議会が、主務大臣に対して意見